

民主改革以前の史料に見られる凉山彝族の葬・墓制

清水 享[※]

一、はじめに

凉山彝族は、他地域の彝族の人々と比べ、漢化が進んでいない。そのため彼らの社会、文化のなかには他地域では早くに失われたものが現在、或いは民主改革以前まで保持されてきた。本稿で取り上げる葬・墓制もその一例であると言える。

彼ら凉山彝族の葬・墓制は一般的に火葬である。これは彝族の先民とされる「羌人」にまで溯ることができると言われる。この火葬は仏教の影響として広まったのではなく、彼ら独自のものであり、彝族以外のチベット、ビルマ語族に属するとされる民族の人々の間でも行われていた。現在でも火葬を行っている民族は多くなく⁽¹⁾漢化の影響により、棺材を用いた土葬を行っていることが多いのである。凉山地方以外の彝族の間では明代から清代にかけて土葬へと変化していったとされる。しかし、その変化のプロセスは一様でなく、儀礼の面においては変化がないこともあった⁽²⁾。

本稿でははじめに明代以前の彝族、或いは彝族の先民の葬・墓制の史料を概観し、続いて凉山彝族の葬・墓制について、この地方で記された地方志などの史料から、四つの土語地域に分けて見てゆく⁽³⁾。

凉山彝族の葬・墓制は一般的に火葬であるが、特殊な状況の下、土葬が行われることもある。それは嬰兒死やハンセン病による死などである。これらは特殊な例としてあまり触れないでおく。

二、明代以前の彝族の葬・墓制

彝族の先民とされる人々及び明代以前の彝族の人々の葬・墓制について漢文史料にはどのように記されていたのだろうか。凉山地方に限らず、広い地域での状況を見てみることにする。

まず、彝族の先民とされる古羌人について、『句子』卷第十九大略篇第二十七には、

氏羌之虜也，不憂其係壘也，而憂其不焚也。

とあり⁽⁵⁾、火葬にされないことを心配するのである。氏羌の人々が彝族の祖先であるかは異論のある⁽⁶⁾ところだが、本稿の主旨とは異なるので言及しないが、少なくとも当時の氏羌の人々は火葬をもって葬られていた。

三世紀前後に書かれたと思われる『永昌郡伝⁽⁷⁾』は『大平御覽』卷五五六礼儀部三十五葬送四にその引用があり、

建寧郡葬夷，置之積薪之上，以火焚之，煙氣正上則大殺牛羊共相勞賀作樂，若遇風煙氣旁邪

※日本大学大学院文学研究科

爾乃悲哭也。

とある。現在の雲南東部に当たるところの「夷」の人々は火葬を行い、そのときの煙が真直に上昇すれば盛大にこれを祝い、風に吹かれなびいてしまったときには嘆き悲しむのであるが、現在の涼山彝族でも同じようなことが見られるところもあるとされる。

唐代に記された『雲南志』（別名『蛮書』）卷八蛮夷風俗には、

西爨及白蛮死後，三日内埋殯，依漢法為墓，稍富室広裁杉松。豪舍及諸鳥蛮不墓葬，凡死後三日焚屍，其余灰炆掩以土壤唯収兩耳。南詔家則貯以金瓶，又重以銀為函盛之。深藏別室，四時將出祭。其余家或銅瓶鉄瓶盛耳藏之也。

とあって、「西爨及白蛮」すなわち白族の先民とされる人々は漢人の方法で葬り、墓を作ったのに対し、「蒙舍及鳥蛮」すなわち彝族の先民とされる人々は遺体を火葬し、その後で骨灰を埋葬していたことが判る。また、耳のみを金銀、或いは銅鉄の容器に納め別に保存し、四季ごとにこれを祭っていたとしている。南詔国の中心は現在の大理市に当たり、この大理を中心とした地域から、南詔、大理時代の陶製の蔵骨器が出土している⁽⁸⁾。しかし、金属の蔵骨器は見られない。また、出土する陶製の蔵骨器には梵字が記されているものがあるなど仏教の影響を強く受けているようである。雲南省のみならず四川省の涼山地方でも出土例が報告されている⁽⁹⁾。涼山地方ではまた、西昌市の郊外などから、この時期のものとしてされる「八角形図案墓冢石」の出土例がいくつか報告されている⁽¹⁰⁾。大きさは直径四〇cm、高さ二〇cm程度であり、表面に八角形の図案があり、蔵骨器を埋葬したときの覆い石だったとされる。しかし漢文の史料にはこのことに関する記述は見られない。この遺物の一部には梵字が刻まれている。黄承宗氏はそれらのことから仏教との強いつながりや八角形の図案が天体を表していることなどを指摘している⁽¹¹⁾。また、劉堯漢、虜央氏らはこれらは向天墳⁽¹²⁾に用いられていたとした⁽¹³⁾。

このように蔵骨器やこれに係する遺物の出土例は見られるのだが前述したように金属の蔵骨器はなく、また、耳を納めたであろう出土例も見られない。現在の彝族の葬・墓制で耳のみを分けて扱う事例はないように思われる。蔵骨器による葬・墓制・すなわち仏教の影響を強く受けたであろう火葬墓が後の彝族とどのようなつながりをもつのか、今のところはっきりとしない。

宋代の『太平寰宇記』卷八十嶺州には、

木耳夷死積薪燒之，煙正則大殺牛羊相賀
以作樂，若遇風煙旁散乃悲哭。

とある。「嶺州」とは現在の涼山地方である。内容は『永昌郡伝』のものとはほぼ同じである。そして「木耳夷」のことについて述べられているのだが、この木耳夷が彝族の先民の一つであるかはっきりしない。地理的な状況から、少なくともチベット・ビルマ語族に属していた人々だろうと思われる。木耳夷については、唐代の段成式による『西陽雜俎』卷第四境異に、

木耳夷旧牢西，以鹿角為器，其死則屈而
燒之埋其骨。

と記されている。火葬のとき身を屈めて焼き遺骨は埋葬していたとしている。「牢西」とは哀牢

の西のことと思われる。すなわち雲南省西部であり、涼山地方とは地理的にやや異なる。

続いて、元代に記された『雲南志略』諸夷風俗の条には

羅羅即烏蛮也。……酋長死，以豹皮裹屍而焚，葬其骨于山，非骨肉莫知其處。葬畢用七宝偶人，藏之高樓。盜取隣近貴人之首以祭，如不得，則不能祭。祭祀時，親戚畢至，宰殺牛羊動以千數，少者不下數百。……自順元，曲靖，烏蒙，烏撒，越嶲，皆此類也。

とあり、羅々は烏蛮であり、酋長の死には豹の皮でその遺体をくるみ、火葬にすることが述べられている。また、遺骨は山中に持ち去り、「骨肉」たる肉親以外はその処在を知らないのである。現在の涼山遺族にもこのような葬り方は見受けられるが、「近隣貴人之首」を用いて祭る例はない。雲南省の中央部、東部、貴州省北西部、四川省の涼山地方の人々も同種であるとしている。

明代では『雲南図経志書⁽¹⁴⁾』卷二の羅雄州の条に、

葬不用棺，州多夷羅。……死無棺，其貴者用虎豹皮，賤者用羊皮裹其屍，以竹篋昇于野焚之。会親友殺生祭享，棄其骨而不収。酋長及富者則令奴婢看守，長者二三月，幼者月余而止，藏其骨，非親人莫知其處。其羅羅散居各處者其俗亦同，非特此州然也。

とあり、羅雄州、すなわち現在の雲南省東部の羅平県のあたりの様子が述べられている。ここでは、「貴者」と「賤者」で遺体をくるむ動物の皮が異なるとある。火葬後の遺骨は棄てておいて集めないのであるが「酋長及富者」の場合、年長者で二、三か月、若い者だと一か月余り「奴婢」に見守らせ、その後、その遺骨を隠し、やはり他人には知られないようにするのである。そして、このような葬法は羅雄州にかぎったことではないとしている。

また、万暦年間の郭子章による『黔記⁽¹⁵⁾』の諸夷羅羅の条には

酋長死則集千人，被甲冒馳馬若戰，以錦緞氈衣裹死者屍焚于野，招魂而葬之，名曰火葬。張蓋其上，盜取隣近酋長之首以祭，如不得則不能祭。……白羅羅之俗略同，……人死以牛馬革裹而焚之。

とあり、「酋長」の死に集まる人々が甲冑を着け、馬に乗り、戦のようであるとしている。ここでは遺体をくるむのに「錦緞氈衣」を用いている。また「白羅羅」すなわち、被支配階層とされる白彝の人々は牛馬の皮を用いて遺体をくるむとある。近隣の酋長の首を用いて祭るのは

『雲南志略』に同じである。

范守己の『九夷考⁽¹⁶⁾』も万暦年間のもものとされる。清の嘉慶『寧遠府志』や咸豊『邛崃野録⁽¹⁷⁾』にその引用が見られる。そのなかで、

八曰猓獠，……死葬木用棺槨，以錦纏之燒化以上掩之，乃刻木羊毛繞纏繫為祖宗。

とあり、「猓獠」の葬・墓制について触れている。遺体を火葬した後、遺骨を埋葬し、木を彫り羊毛を巻きつけ「祖宗」にするとしている。これは現在の凉山地方でも見られる「マド」と呼ばれる祖霊の寄り代となる霊牌のことと思われる。『九夷考』は四川省の凉山地方で当時居住していた「九夷」の風俗習慣について記したものである。猓獠の条とは別に、

五曰猓獠，……死葬以布裹屍焚之，棄其骨於水中，永不經由其地，乃於焚時拔草根置小籃內携歸以為祖宗，歲時祭之。

ともある。この「猓獠」が彝族の先民の一つであるか定かではないが、『天下郡国利病書』巻六十八上川南道にも、

威龍州長官司衛東南四百一百里，夷各巴率三部，……九種志⁽¹⁸⁾云猓獠之人，……喪葬類猓獠，濁於骸骨處拔三草根頓小籃內回家以祖宗。

とあり、猓獠と同じように火葬にするが、その後の処理の仕方が異なるのである。遺骨は水中に投棄するのである。また火葬場から「草根」を持ち帰り、「祖宗」とするのは注目される。現在の凉山彝族の「マド」は竹を用いており、それは山中から取って来るのであり、火葬場から持ち帰ることはない。この「威龍州」は現在の凉山地方の徳昌県である。そこから四百十里、約200km 東南のところを言うと現在の四川、雲南の省境となる金沙江の沿岸あたりになると思われる。このあたりの非漢民族は当時でも彝族のみであると思われる。

明代以前に彝族の先民、或いは彝族の葬・墓制について記されたものは以上の如く、その数は多くない。凉山地方に限ってしまうとさらに少なくなる。また、それらは断片的であることが多く、葬・墓制を全体的に把握することは容易ではない。

現在の凉山彝族の葬・墓制と比較してみると、最も注目されるのは近隣の首長の首を取って、それを自分たちの首長の葬送のときに祭ることであり、それが本当に彝族の先民のことであったか疑問も生じてくる。そのため、このように漢文史料に見られる当時の彝族やその先民について、社会史、文化史全体からの考察をさらに深め、過去と現在の彝族がどのようにつながるのか明確に把握してゆかなければならない。

三、清代以降の凉山彝族の葬・墓制

凉山地方に居住する彝族は前述した通り、自称をノスと言い、雲南、貴州など他の地方の彝族と異なり、現在でも変わることなく火葬を行っている。生活習慣言語文化などさまざまな面で異

なるところも多い。涼山地方内部においても同様に地域によって少しずつ異なり、土語などから四つの地域に分けることができる。

一つは聖乍土語地域であり、昭覚、喜徳、冕寧、越西、塩源などの各県と西昌市が主な地域である。涼山地方のほぼ中央部分を占める。

義諾土語地域は聖乍土語地域より東北に位置する美姑、雷波、馬辺、峨辺などの各県の地域である。この地域では有名な年間行事である「火把節（たいまつ祭り）⁽¹⁹⁾」はほとんど行われない。

涼山地方の南部、布施、普格の2県を中心として会理、徳昌、寧南、会東などの各県が所地土語地域である。この地域の「火把節（たいまつ祭り）」が最も盛大に行われる。

そして涼山地方の北部の甘洛県、特に田壩郷を中心とした地域が田壩土語地域である。この土語の地域は他の土語の地域と比べ、その範囲は狭い。

（一）聖乍土語地域

① 『邛崃野録』

咸豊年間に編まれた『邛崃野録』は嘉慶年間に編纂された『寧遠府志』を下地とした私撰の地方志である。彝族の葬・墓制について触れているところはまず、卷之十三方輿類風俗寧遠府補遺の条である。それは嘉慶『四川通志⁽²⁰⁾』からの引用であり、そしてそれはまた、『大平裏字記⁽²¹⁾』からの引用であり、前述した木耳夷のことが述べられているだけである。また、卷之七十五西南夷類説蛮にも前述した明の万暦年間に記された『九夷考』が引用されている。たま、同じく卷七十五西南夷類外集には、

獮獮本名鹿鹿有黑白二種、……死不用棺
招魂以葬。

とあり、葬るときに「招魂」とあるが、これは彝族の招魂の儀礼⁽²²⁾のことと思われる。また、咸豊『冕寧県志』からの引用もこの条にあり、彝族の葬・墓制に触れている。

② 咸豊『冕寧県志』

さて、その『冕寧県志』卷九風俗志夷俗喪葬の条には、

獮獮有衣無棺，以綢布裹死者置家中，羊
豕祭献，延獮獮和尚誦經畢，同堡男女哭
送，女婦男举火，焚熄盡始歸，次日即地
以土石掩之。又三日堡中家備牲酒，同往
祭奠悲哀，先其家後堡中，即畢共食而回。
二三年後，請和尚誦經超度。

とある。それまでの史料と比較して、具体的かつ簡潔に彝族の葬・墓制について記されている。死者を棺に納めず「綢布」でくるみ、家の中に安置し、豚や羊を屠殺し死者に捧げ、「獮獮和尚」すなわち宗教職能者「ピモ」を呼び、念経の後、死者を送り出し、火葬にする。火葬が済むと、その場で遺骨を埋めるのである。また、火葬後三日を経て供養を行うのだがこのときピモは呼ば

ないようである。そのため、二、三年後の「超度」が霊牌である「マド」をつくる「マドディエ⁽²³⁾」の儀式のことだと思われる。

冕寧県は西昌の北、安寧河の上流に位置している。県の西部にはチベット系の人々が住んでいる。

③ 光緒『塩源县志』

光緒年間にこの聖乍士語地域について編纂された地方志は『塩源县志』と『越嶲府全志』などが挙げられる。

塩源县は凉山地方の西部、雲南と省境を接する。安寧河の西側でいわゆる「小凉山⁽²⁴⁾」と呼ばれる地域である。

『塩源县志』巻十一風俗志夷俗の条には彝族である「羅羅」に関する記述があるが、そこでは葬・墓制については言及されていない。しかし、次のような記述はある。

諸夷本類，……死用火葬。今漸用棺木者。

とあり、「諸夷」の葬・墓制について述べてある。塩源县には「西番人」と呼ばれたチベット系の人々や「麼麼」と呼ばれた納西族など、彝族以外の非漢民族も居住していた。これらのうち土葬に改める人々もあったようであるが、いずれの非漢民族に当たるのかは判らない。

④ 光緒『越嶲府全志』

続いて『越嶲府全志』を見てみると、巻十之二夷俗志に

本志⁽²⁵⁾云，東門十部蛮，……俗尚火葬而樂
送以鼓吹為送終。

とあり、また、

九種志云，猓羅人……喪禮男女俱無棺槨，
富家以錦緞纏。

とあるようにいくつかの引用が見られ、また『九夷考』の引用もあり、彝族の葬・墓制について述べている。しかし「東門十部蛮」が彝族のことを指すかははっきりしない。

また『九夷考』の引用の後に続けて、

按所考輿越嶲之夷俗，別有異同，而番俗
半以，今之猓羅今僅按其俗志之。

とあり、「越嶲之夷」の生活習慣と引用との比較が述べられており、「番人⁽²⁶⁾」については半ば似ており、「猓羅」についてはわずかに同じであるとしている。しかし『九夷考』の内容は現在の彝族の生活習慣と共通する点も多い。葬・墓制についてもそうであり、疑問に感じる。

以上の内容以外に夷俗志の条には、

喪葬 不用棺槨，以火焚化，富者用綢裹
屍，貧者以布，積薪焚之，用土石掩蓋。

とあり、火葬を行い、遺骨を土や石で覆い埋めるとしている。葬儀に集まった人々について、
親戚堡衆來，弔者各備牲酒哭奠，其家俟

衆奠畢，乃以已牲酒哭奠，奠畢共飲，
とあり，親類や村の人々が家畜や酒を持参し，弔問に訪れ，それらを死者に供え，その後，共に
飲酒するとしている。

葬儀の三年後に行う儀式についても記されている。

三年後，請夷僧誦經，及祖考同超度，謂
之做白，前期打木刻，通知遠近親族，來
者俱送牲酒，衣鮮披黑白氈衫，首戴金銀
簪飾女箸金銀斗篷五彩衣裙，乘馬而來，
酒食畢，乘馬飛跑圜圈，以決勝負後馬能
超過前馬者為勝，唱名曰某支某人之馬誇
耀無比。

とあり，この「做白」の儀式で「夷僧」すなわちピモが經典を念じ，「祖考」と同列になるよう
に祭るのである。この「做白」は「做帛」とも表記される。しかしここで記されている儀式が祖
霊を祖神化する儀式，すなわち「ツォピ⁽²⁷⁾」の儀式とするのは疑問な点もある。それは霊牌で
あるマドをつくる儀式の記述がなく，しかも葬儀の三年後という比較的新しい時期であることな
どが理由であるが，しかしマドをつくる儀式においては記述にあるような競馬などは行われるこ
とはなく，やはり「ツォピ」の儀礼である可能性の方が高いと思われる。

「ツォピ」の儀式にはこのような競馬や相撲，舞踏などさまざまな催しものも同時に行われる
ことも多い。そして，かなり盛大に行われるこの儀式は経済的に余裕がなければ難しい。そのた
めもあってか，現在ではあまり見ることができない。また，競馬，相撲，舞踏は葬儀の際に催さ
れることもある。

越巂庁は現在の越西県を中心として，甘洛県もその範囲に含んだ地域である。

⑤民国『西昌県志』

この『西昌県志』は民国三十一年（1942）に編纂された比較的新しいものである。卷十二に夷
族志があり，彝族の人々の生活習慣についてかなり詳しく記している。また，それのみならず彝
族の民間伝承や県内の家支一覧なども収めてある。

さてその夷族志一獮羅族9習俗丁喪葬祭の条にやはり，かなり詳しく葬・墓制について記して
いる。

獮夷死棺殮，以得火葬為幸。初死裹以披
氈，停屍火塘間，延比母誦經咒，命娃子
赴告婣族，婣族近來者舉家來，遠者亦必
推代表多人馳弔，以牲畜或糧食叵巴之属
賻。娃子則賻儀之外，且負擔用費。

とあり，この「披氈」とは彝族が普段から着ているフェルト製のマントのことであり，マントで
死者をくるむことは今も変わらない。

「停屍」すなわち殯をするのは屋内であり、「火塘」すなわちいろりは葬族にとって神聖な場所であり、その近くに安置される。そして「比母」すなわちピモを招いて念経を行うのである。近隣から、遠方から多くの人々が集まり、人々は家畜やソバなどの穀物を持参する。「娃子」はいわゆる奴隷とされる人々であり、彼らの負担は一般の黒彝（ゾモ、ノホ）、白彝（チュホ）の人々より大きかったようである。

続いて、集まった後、

入室、対屍狂号敬耳、退出、列座門外、
成兩行、俟嫗族漸多、喪家号泣耳大作、
娃子以篋席舁屍出、頭前足後、扛赴山嶺、
置積薪上燒之。

とあるよう、死者に対し別れのあいさつをした後、娃隷によって遺体はござに載せられ、かつぎ出される。現在の葬族では担架状に組んだ木の上に載せる一般的で、ござに載せる例は聞かれない。「山嶺」において火葬にするのだが、この「山嶺」のどのような場所なのか記していない。

火葬のときの様子について、

其家属咸集、泣望燒屍積薪、謂之柴樓。とある。

また「柴樓」については次のようにある。

須臨時伐取山中樹枝、逕運而往、不得入
家、家中柴薪、亦不以燒屍。

とあり、薪は新しく取り、家の中には持ち込めず、また、家にある薪も火葬には用いることができないのである。

そして火葬のときの様子は、

柴樓火起、比母高耳誦咒、向天空撒擲黃
豆、家属退歸、留二娃守候。

とある。ここで再びピモが念経し、空に向かって大豆を撒くとある。家族はここで帰り、奴隷二人のみがその場に残り、燃え尽きるのを待つのである。現在の葬族の例ではピモが点化後も念経することはあまりないと思われる。

燃え尽きた後の様子は次のように記してある。

燒已、収骨殖于甕、命志実年老娃子数人、
負甕荷鍤入深山崖洞密埋之。不命人知、
防冤家盜掘也。

遺骨は甕に納められ、主人に忠実な年輩の奴隷数人によって、山中の洞穴に密かに埋められるのである。これは、「冤家」と呼ばれる対立する「家支」すなわち氏族集団に堀り起こされないようにするためであり、人には知られないようなところに埋葬するのである。

また、火葬を行った場所について、

燒屍之地、永不種植、惟必以牛耕之、由

三次至七次，使屍灰入土中，免暴露。

とあり，火葬を行った場所には永久に何も植えず，また，牛によって三回から七回耕し，骨灰を完全に土中深くに埋めてしまおうとしている。これも，冤家が掘り起こすのを恐れてこのように行ったのだろうか。

葬儀は以上のように行われ，

自初死至焼葬，不得逾三日，是為猥穢火葬。

とあるように，亡くなって三日で終了するとしている。

このようにして葬儀は終わるのだが，その後，

既葬扱期做白，遍激甲冑賓客，延比母誦經咒。

とあり，「做白」の儀式を行うとしている。いつ行うかは記されていない。ここで記されている「做白」は『越巖庁全志』のものとは異なり，霊牌であるマドをつくるマドディエの儀式であり，念経後，マドをつくる様子が続けて記されている。

做白後，則招魂没神主，使亡人靈有憑依。

比母削細竹或小樹枝，長三五寸，中劈為二，是為神主。持赴燒屍場，死者家屬咸集，比母誦咒，以白羊毛線纏合所劈神主，加竹根鬚其上，又以五色線纏竹椎髻形。

且纏且咒。

この「神主」がマドであり，竹や小枝でつくられ，長さが一〇から一五cmとある。死者の霊が宿っている竹の根を切り込みのところに納め，白い羊毛で巻き着け，その上をさらに髪型のように巻き着けるのである。死者を火葬した場所で，死者の魂を呼び，このマドに寄りつかせる。マドは次の場所に安置される。

置于火塘上方壁隙間供奉之。

とあるようにその場所はいろりより上の壁の隙間である。そして，その場所は，

此外遂為神聖不可侵之地，無論何人，皆不得坐其下。

とあるようにそこは神聖な場所であり，その下には誰も座ることはできない。

祖霊を祖神化する儀式である。「ツオピ」の「做白」についても記されている。

猥穢以做白為最大的事。

とあるように，盛大に行われるのである。この儀式についてもかなり詳細に述べられているが，このツオピの儀式は葬儀より最大かつ複雑であり，また，葬・墓制とは関連するが，葬・墓制とはやや異なるのでこれ以上触れないでおく。

⑥『西康省夷族調査報告』

民国三十年（1941）に、西康省政府により、『西康省夷族調査報告』が刊行された。これは民国二十七年（1938）十月から翌年七月まで行われた調査の報告である。合計12ヶ所の彝族の村を調査している。越嶲県に属していた田壩と昭覺県の二ヶ所を中心に調査しているが、聖乍土語地域での滞在が比較的長い。そして、緒言のなかで次のように述べている。

夷族的生活各地都稍有差別，例如涼山的
火葬，在葬時跑馬打槍而越嶲田壩所見則
否。

とあり、凉山彝族でも地域によって生活習慣に差異があることが示されている。例として田壩の葬・墓制が挙げられており、田壩においては葬儀の際の競馬、弔砲がないとしている。

さて、葬・墓制に関しては（六）家族生活 E 喪葬のなかで、三つの過程を示している。それは「1 火葬」，「2 做靈 Ma du di」，「3 超度 Tso bi」の三つである。

まず、1 火葬では

夷族進行火葬，但在特種的情況之下亦行
土葬，

A 癩子（麻瘋）大瘡（梅毒）的死者。如
表皮瘡爛或鼻子已經爛掉的，用生牛皮包
後，埋入高山老林中。

B 未滿半歲的嬰兒，死後即在天未明時負
入山林中掩埋。

除此而外都行火葬。

とあり、土葬を行う列が記されている。続いて火葬を行う様子が記述されている。

人死後即停於鍋裝前竹筐上，用酒洗屍體，
梳頭，（男子有兒子者挽天菩薩），換新
衣，新帕，披新毡，親戚聞迅携酒來屍前
哭弔。因子女親戚的多少而停屍二三日，
五六日，不定，如係孤人一日即焚化，子
女道遠者又多停幾日，以便報喪來弔。

とあるが、ここのなかにある「天菩薩」とは彝族独特の髪型である。死者は亡くなると、「鍋装」すなわちいろいろの前に安置される。遺体は酒で洗われ、衣服も新しいものに換えさせる。親類は酒を携え弔問に来る。子や親類の数により、殯の日数も異なるとしている。

火葬を行う日の様子は次のように記されている。

火葬之日親戚隣舍畢集，黑夷則有娃子一
人，擊刀拉馬立門前，飲酒歌唱即為死者
的馬夫，及坐騎，（夷人伝此人不久準死）
頃之，屍首即由木棒紮的轎槓般架子上抬

出，直抵葬場，葬場就在附近的山边上，場中有新架成桌子高的方堆，屍首擱在推上，蓋松枝，即舉火焚化，取犁鏵一個，糧食一袋，死小豬一支，在火上熏了一下，作為死者帶去的農具，糧食，肉類。這時送葬的男女至親站在火辺号淘大哭一陣，也就漸漸散了，一二個家娃或親屬始終守候在火辺，以防陰謀者的暗算，蓋有人用牛羊骨投入，其小孫將不發。

火葬を行う場所は附近の山であり，薪を机の高さ程に積み上げ，その上に遺体を載せる。そして，松の葉を重ね，点火する。このとき犁の刃，食料，小豚を火の上でいぶし，これにより死者に農具や食料を持たせることになるのである。また，奴隷とされる人々や親類の一部が火の近くで，燃え尽きるのを待ち，立ち去らない理由も記されている。それは陰謀をたくらむ者によって，羊や牛の骨を火のなかに投げこまれるのを防ぐためである。もし，投げ込まれた場合，子孫は繁栄することができなくなるとされる。

火葬後の遺骨の処理については次のような記述がある。

焚化即畢，涼山一帶於一二日後將灰檢備
在新布袋中的携登高山，埋在同支的葬地
中，上置石魂，以作墳墓，越嵩冕寧當時
在焚化之處，將灰堆作円形，壅土々片，
並取石子九魂围於四週，亦有挿柳篠數枝
頂上置酒一壺，鷄蛋一枚，且撒糶粳小許，
臨行復將酒酒於四週，以為饗之意。

火葬を行った日の翌日か翌々日に遺骨を新しい布袋に入れ，山中にある家支の埋葬地に埋め，その上に石を置き墳墓とするとしている。この他，地域により差異があるとして，越嵩，冕寧では，火葬を行った場所に遺骨を埋葬し，九回土をかぶせ，九個の石で周りを囲み，柳の枝を数本刺すとある。彝族の葬・墓制において，九は男性，七は女性を表すことが多い。また酒を一壺，卵一個を供え，ツァンバ，酒を周囲に撒くとし，これらは死者を饗応する意味があるとされる。

ここまでピモやピモの念経に関する記述はなく，最後に，

葬後二三日請筆母為死者誦經順路，名 Mtzi
tzi。

とあり，火葬後，二，三日して，ようやく「筆母」すなわちピモが呼ばれ念経をし，死者に行くべき道筋，行くべき場所を教えるのである。葬儀の際，ピモが呼ばれる場合，火葬を行う前に念経をすることが多い。

以上で葬送の儀礼は終了するのであるが，

火葬的形式各地又稍不同。

とあり、各地域により差異があるとし、「越嵩田壩」の例が示してある。

続いて、2 做靈 Ma du di として、

火葬後一二月或数月請筆母招魂做靈。

とあり、火葬の後一、二か月から数か月後にピモを呼び「做靈」の儀式、すなわち、マドをつくる「マドディエ」の儀式を行うとしている。そして、

先由親屬至高山上折細竹一枝，用紅白線
及羊毛麻線紮在枝上，乃向竹枝及天空敬
酒拋撒，遂挖取竹根，以筍多為子孫旺，
並墳上將竹枝繞男子（死者）九轉，女子
七轉，下山即交於筆母，筆母在焚化之插
樹枝 Ngu，（高約一英尺有杈極之細枝）拴
子鷄，小豬，誦經，姑娘在旁号淘大哭。

とあり、マドをして用いる竹の枝は山中から取り、紅白の糸、羊毛、麻糸を巻きつけるのである。その竹の枝を「墳上」で男性なら九回、女性なら七回、回すのである。竹の枝はピモに渡され、ピモは火葬場に挿入していた木の枝にニワトリ、子豚を結び念経する。その後、死者の家の前に移り、さらに念経をし、竹の枝を削りマドは完成するのである。

また、3 超度 Tso bi には、

超度夷語謂 Tso bi 即俗称「做白」，「做和尚」，或「做道場」。其意義為超度亡魂升入樂土 Lonhonlajo，做白在做靈後数年，数十年，或延至数代不定，須待子孫經濟寬裕莊稼豐收之年舉行。

とある。そして「超度」することにより「亡魂」すなわち祖霊を「樂土 Lonhonlajo」に送るとしているが、この「Lonhonlajo」が「指路経」にある祖先安住の地のことを指すのか、それとも比較的近いところにある他界、例えば山中他界のようなものかはっきりしない⁽²⁸⁾。

この「ツォピ」の儀式は前にも述べたように死者に対する儀礼のうち、最も盛大に行われるものであり、儀式を行う家の経済的な状況に大きく左右される。経済的に余裕がなければ、なかなかこのツォピの儀式は行うことができず、数代先まで先送りされることもある。

以上が民主改革以前の聖乍土語地域における漢文文献資料から見た葬、墓制であるが、民国『西昌縣志』や『西康夷族調査報告』といった民国時代のものは比較的詳細に述べられており、当初考えていたよりも関心が高く意外に感じられた。

また、この他、聖乍土語地域内で記された史料として、宣統『昭覚県志稿』がある。昭覚県は彝族の人々が集中して居住している地域である。しかし、彝族の葬・墓制に関する記述はない。卷三風俗の条には彝族の生活習慣や彝文字について記されているが、葬・墓制には一切、触れておらず、非常に残念である。同じ様に彝族が集中して居住する義諾土語地域の美姑県や所地土語地域の布施県にはこのような史料はなく、『昭覚県志稿』の存在自体はとても貴重である。

(二) 義諾土語地域

①嘉慶『馬辺庁志略』

馬辺は涼山地方の東北に位置している。義諾土語地域では峨辺、雷波と共に漢人がかなりはやい時期から居住し、その数も比較的多い。

『馬辺庁志略』は嘉慶十二年（1807）に編纂されたものであるが、そのなかの卷之六に夷民志附の条がある。ここでは夷図、夷経、九土百戸、夷俗、夷語に分けて当時の彝族に関して記してある。しかし、葬・墓制に関する記載はわずかに夷俗の条に、

婚喪喜慶，皆為巫禱歌舞。

とあるだけである。夷俗の条以下に、夷図の条でも彝族の生活習慣に触れているが、葬・墓制に関する内容は一切ない。

②光緒『雷波庁志』

雷波はいわゆる「小凉山⁽²⁹⁾」と呼ばれるところである。涼山地方の最東端に位置し、金沙江に接している。金沙江の東側は雲南省となる。

光緒十九年（1893）に『雷波庁志』は編纂された。この卷三十二風俗志夷俗の条には、

葬以火，不棺殮。

と記されており、また嘉慶『馬辺庁志略』同様、「婚喪皆禱歌舞」の記述もある。ここではこれ以上、葬・墓制に関する記述はない。しかし、この夷俗の条には次のような記載もある。

土司土舍遵奉正朔，衣冠悉如漢制，奉公守法，世々承襲以率其族。

とあり、土司、土舍（土目）が漢化しているとしている。

この他、卷二十五墳墓志に

楊石金墓在大旗山内。

とある。楊石金とは雷波の千万貫土千総、すなわち土司である。大旗山とは現在の県城の西方にある山⁽³⁰⁾で、この土司の衙署もこの山の麓にあった⁽³¹⁾。さらに続いて、

石金襲任土司，同治六年随参将韓廷貴，征夷匪至黄螂匡海壩陣亡，輿屍歸寄，殯大旗山内。

とあり、楊石金は陣中で亡くなり、大旗山に帰り殯をしていたとされる。そして、

夷俗土司為諸蛮所弑，不復仇不即葬，石金死時嫡德寿年幼無力復仇，及長襲為土司，号令不行於諸夷，家奴亦多散失，勢益衰落，復仇愈難。

とあるように、楊石金は殺されたのであるが、復仇がなされるまで葬られることは待たなければならなかった。しかし、嫡子の德寿は幼く、後に土司職は継いだものの「諸夷」に対して何の処断も行なえず、「家奴」も少なくなり、勢力は弱くなり、復仇はさらに難しくなった。

未幾德寿亦死，子忠廷甫数齡，事決於德寿庶兄德禄，欲復仇則力仍不逮，欲久殯則心有未安，因十六年改葬，即殯所以火焚屍，從其俗也。

とあり、德寿も亡くなり、土司職は石金の孫忠庭が継ぐが、やはり幼く、德寿の庶兄の德禄が実務を代行した。しかし、復仇するには勢力がなく、結局、改めて石金を葬ることだけしかできなかった。それが光緒十六年（1890）のことであり、亡くなってから23年後のことだった。彝族

の葬法である火葬によって葬られたのだった。

前述したように風俗志夷俗の条では土司らは漢化が進んでいることが示されていたが、少なくとも葬、墓制に関しては漢化されていなかったようである。このように、すべての面で漢化していたのではなく、漢化を受け入れた面と受け入れなかった面があったことを知ることができる。

③光緒『叙州府志』

先に触れた馬辺庁や雷波庁は共に叙州府に属していた。そして、この『叙州府志』は光緒二十一年（1895）に編纂されたものである。卷二十二風俗夷俗附の条には嘉慶『馬辺庁志略』や光緒『雷波庁志』からの引用が見られる。また、『珙県志』からの引用⁽³²⁾として、

裸糶……，葬不用棺以錦或綿布纏束，燒化用土掩之，刻木以羊毛線纏紮為祖宗。

とある。この内容は『九夷考』とほぼ同じである。珙県は凉山地方より東に位置している。このあたりの地域の彝族は貴州省の彝族と同じ東部方言を使い、凉山彝族とは生活習慣も異なると思われるが、葬・墓制においては土葬に変化せず凉山彝族同様、火葬を行っていたことは注目される。

④民国『峨辺県志』

峨辺県は凉山地方の北部に位置し、その北に大渡河が流れている。義諾土語地域においても最も北に位置している。凉山彝族の居住する県としては甘洛県同様、北限の県の一つである。

『峨辺県志』は民国四年（1915）に編纂された。彝族の葬・墓制に関しては卷四辺防志夷人喪葬の条に、

死後，即用新氈衫新裙子着於屍體，亦用白洋布蔽為纏裹，或一日或二日多則三日於山上挖一淺葬，家底置以柴，扶屍置於柴上，俟番僧咒，迄柴底引火煨屍成灰，草履其上，更砌以多数石塊成墓。

とある。死者に新しい衣裳を着せ、白い布でくるむ。一日から三日の後、山上において、浅い穴を掘り、余りの資材を用いて薪として積み、その上に遺体を置く。ピモが念経し、薪に点火され、灰になったところでその灰を草で覆い、石を積み重ね墓にしたとされる。このとき用いられる石の数は「多数」で具体的な数は判からない。また、

富者亦有停屍至二三月。

とあり、裕福な者は二ヵ月から三ヵ月の間、殯をずるとしている。

火葬の後の儀礼について、

請番僧供道場二三日，有隔一二年，復做遷靈，……

とある。二、三日後に「道場」すなわちマドディエの儀礼が行なわれる。そして一、二年後に「遷靈」の儀礼が行なわれる。これは「ツォピ」の儀礼のことである。また「遷靈」の儀礼については、

唱咒唵經，騎馬跳躍。

とあり、競馬や舞踏も行なわれていたことが判かる。

以上が義諾土語地域の葬・墓制について地方志から見てきたわけであるが、この地域では民国

時代に彝族の調査がなされ、報告が発表されている。そして、これらのなかのいくつかに葬・墓制に関する記述を見ることができる。

⑤『雷波瑣記』

民国時代の調査報告を見てゆく前に、清代の地方志以外に彝族の葬・墓制に関して記されている史料を見てみると、『雷波瑣記』がある。劉文尉と言う人物が道光十年（1830）に雷波を中心とした地域において見聞したことを記したものであるが、彝族の生活習慣や地域の様子が述べられている。彝族の葬・墓制について火葬の条に、

夷人死亦具棺以斂，近則三日外，遠則用余，衆夷抬至山間空地内，積柴土上藉屍，而焚之所謂火葬也。

とあり、彝族の人々も棺材を用いるとしている。火葬を行う際に棺材に遺体を納める例はこの記述以外、凉山地方では一切見当たらない。そして、山中の空間で火葬を行うとしている。続いて次のように記されている。

每数十里内，必要習慣焚之所，其山多童且不出雲。雷波庁署左見一山，無名離城五里形墮而平，即為夷人化屍之处，其山近城，宣無草木，而余暇時眺望四山，雲生此地果未見有出雲時也。

とあるように、数十里ごとに火葬場があり、それらの多くは樹木がなく、雲を越えないような山に位置していた。また、雷波庁署の東方五里（約2.5km）のところの無名の山が火葬を行う場所であり、狭く長く平坦な形をした山である。山にはやはり草木がなく、周囲の山々に雲がかかっても、この火葬場のある山にはかからないとしている。

清代以前の史料にこのように火葬場について具体的に記述してある例は珍しい。しかし、このことにより火葬場が草木のない比較的低い山に固定していたことが判かる。

⑥『雷馬峨屏調査記』

さて、続いて民国時代の様相であるが、この時代になると、義諾土語地域一帯の彝族について調査されることも数度に渡った。はじめにこの地の調査に入ったのは常隆慶氏らの中国西部科学院雷馬峨屏⁽³³⁾ 考查団だった。それは民国二十三年（1934）のことであり、彝族に関すること以外、凉山地方の地質学的、生物学的な調査も兼ねていた。その報告は民国三十年（1941）に『雷馬峨屏調査記』として刊行された。

この報告の第三章（二）生活（庚）疾病に

死則挾一葬地，用新布裹屍，下積核桃木，舉火焚之。同時由筆摩唸咒，乃聚骨灰平埋之。上值石板数塊，更覆一竹籃其上。周圍插以木牌，上書符咒，哭而返。

と記されている。火葬を行う場所は亡くなった後に選び、薪にはくるみの木を用いるとしている。また遺体を焼くのと同時に念経をすることもある。燃え尽きた後、その場に埋葬し、平坦にした上で、その上に石板を数枚置き、竹のざるを覆う。その周囲には呪文の書かれた「木牌」を立てておく例は外には見られない。⁽³⁴⁾

⑦『凉山夷家』

続いて義諾土語地域における葬・墓制に関する記述があるのは林耀華氏による『凉山夷家』であり、林耀華氏は民国三十二年（1943）に凉山地方で文化人類学的調査を行った。『凉山夷家』はそのときの調査をまとめたモノグラフである。調査のフィールドは現在の美姑県の県城近くの村であり、もちろん義諾土語地域である。

葬・墓制に関する記述は第九章巫に見られる。

僱僮実行火葬，把屍体全部焚毀，大約死後一二日或幾日行事，視筆母所挾的告白而定。とあり、葬儀の日取りはピモが吉日を選び決める。続いて遺体を載せる担架について述べている。

先製一木滑竿，両辺長板兩条，中間横着木板，男子九根，女子七根，然後將已裝束完備的屍体置於木滑竿上，由白夷娃子四人抬到屋外。

とあって、前にも述べたのと同じように男性は九本、女性は七本の横木を渡している。遺体は四人の奴隸によって屋外に運び出される。この時、この四人の奴隸以外にもう一人の奴隸が馬を引いて行く。

另一娃子牽着一匹帶鞍的馬為前導，一直走到焚屍的地方，意即靈魂騎馬而去。

とあるようにその馬に死者の魂を乗せて火葬場に行く意味がある。このような馬ひきがいた例は聖乍土語地域の『西康夷族調査報告』にも見られた。

火葬場及び火葬の準備について、

焚屍在屋後山上，鋤一四方形平地，四角插入木柱，上有杈字架着四条横木，横木上置一竹編四方形的篩子。

とあり、火葬を行う場所は家屋の裏手の山であることが多く、はじめに鋤で方形の土地を平坦にならし、四つの角に木柱を挿し込み、交差するように四本の横木を積み上げ、その上に竹のふるいを置くのである。

薪に点火する前後について、

焚屍的時候，四方向同時点着火把，火光一起，家屋門外的夷人即用大刀打牛，木槓打羊，備辦祭奠及讌飲。

とあり、四方向から同時にたいまつで点火し、すべて燃やし尽くす。また、牛や羊を屠殺し、死者に供えたり、集まった人々で飲食するために備えるのである。また、続けて次のようにある。

燒屍有專人，皆年老貧賤的白夷，常人皆不願作此舉動。燒屍必在清早太陽未出来的時候，有夷家親屬守看觀察燒毀的狀態。守屍者必係奇數，或七人或九人皆可。家里牛羊肉煮熟之後，就搬運到焚屍的地方大家相聚圍食，並盡量喝酒。

とあるように、火葬を行う専従者がおり、みな年輩の貧賤な白彝であって、一般の人々はこの役目には就きたがらない。火葬は、太陽の昇る前に行い、親類が焼けるのを見守るのだが、その数は奇数である。そのときに羊や牛の煮たものを運び、飲食するとしている。

火葬後の遺骨について、

屍灰有時埋入土中，有時撒散叢林中沒有人煙的所在。

とあり、そのまま埋葬するか、人家のない林の中に散骨するのであるが、どのようにこの二者を

選択するののかについては記されていない。

ここでは葬儀のときにピモによる念経のことは一切触れていない。しかしマドに関しては、
儼儼在焚屍的時候，請筆母作死者的靈牌，
とあるように、火葬のときに「靈牌」すなわちマドをつくるとしている。またツォピの儀式についても触れている。

夷家的靈牌在作白或作道場之後即可取消。儼儼道場之目的在於超度祖靈入於神界，或人於
另一世界，有隆重的儀式。或由一家獨力舉辦，或由數家合辦，則視家族氏族的經濟能力而定
儀式的繁簡。大約在死後一年或三五年舉行，甚至亦有延至十幾年幾十年才舉行一次。
とあり、祖靈を「神界」，または別の世界へ送ることをこの儀礼の目的として、盛大に行うとして
いる。ここでもやはり経済的な状況によりその規模が異なるとしている。また儀礼は死者が亡
くなってから、一，三，五年後に行うが，時には数十年後に延期されることもあるとしている。

以上が義諾土語地域の葬・墓制について民主改革前に記された史料である。これら以外にもい
くつか調査報告などがあるが，それらには葬・墓に関して具体的に触れている記述は見当たらな
かった⁽³⁵⁾。

(三) 所地土語地域

所地土語地域における葬・墓制に関する資料は前述した二つの土語地域に較べ，非常に少ない
のである。この地域における地方志として同治『会理州志』と光緒『会理州統志』が挙げられる。

『会理州志』は同治九年（1870）に編纂されたものである。卷十風俗志に風俗と礼俗の条があ
る。しかし，ここで述べられているのは漢人のことであり，彝族の人々に関してはまったく記さ
れていない。また，卷七武備志に土司の条があるが，ここでもやはり彝族の生活習慣については
一切触れられていない。

光緒三十一年（1905）に編まれた『会理州統志』についても同様であり，彝族の生活習慣に関
する記述はない。

この他，現在の普格県は民主改革以前は西昌県に含まれていたわけであるが，民国『西昌県志』
には，彝族の葬・墓制に関して土語などによる地域差があるという記述はない。このように地方
志には所地土語地域の葬・墓制に関する内容はまったくないと言ってよい。それだけでなく，民
主改革以前，この地域ではほとんど民族学的な調査がされず，当然，それらの報告もないのであ
る。

このように，民主改革以前の所地土語地域の葬・墓制に関して漢文の史料からは知ることはで
きない。

(四) 田壩土語地域

田壩土語地域は他の地域に較べ，その範囲は狭く，民主改革以前の葬・墓制に関する漢文献資
料としては『西康夷族調査報告』がほとんど唯一のものである。このことは聖乍土語地域のとこ

ろでも触れたが、ここで再び、田壩土語地域の葬・墓制がどのように異っていたか見てみると、(六)家庭生活H喪葬／火葬の最後に、

火葬の形式各地又稍有不同，涼山所見其子女各打牛羊数頭，娃子各出喬饅数十斤，煮熟堆積場中，焚化前男子打槍賽馬，婦孺圍集宅辺，屍首抬起，賽馬停止，拳火以後，主人將喬饅及大塊羊牛肉分作份子，散給送葬者，乃探望者，乃粉粉散去。而越嶺田壩所葬，不賽馬，不分食物，親屬在焚燒處，分男女二群，或坐，或立，或哭泣，並伝杯飲酒，焚軍而散。

とあり、田壩においては競馬を行わず、他の地域では振舞われる「砵々肉⁽³⁵⁾」と呼ばれる牛や羊の肉は配られない。また火葬場まで親類は行き、男女に別れて集まり、酒をまわし飲み、このときに立っている人もあれば、座っている人もおり、また泣く人もいたとしている。そして火葬が終わるとその場を去るのである。

この史料からは遺骨の処理方法などに異なる点があるかどうかかわからない。

四、おわりに

以上の様に涼山彝族の葬・墓制を漢文の史料、特に清末から民国時代に記された地方志を中心に、各土語地域ごとに概観してきた。地域によって葬・墓制に関する史料の分量はかなりのばらつきがある。特に布施県を中心とした所地土語地域においては史料自体がほとんどない状態である。このような史料の制約から一概に各土語地域を比較することはできない。

しかし、これらの史料から見えてくる傾向としては、まず、聖乍土語地域においては、火葬後の遺骨の扱い方が地域内で2つの方法がある。越西や冕寧など比較的北寄りの地域では遺骨は火葬したその場に埋葬されるのである。そして埋葬した後で石で囲み、葬った場所を分かるようにしていた。この火葬場各家支によってその場所は決まっていた。これに対し、西昌、昭覺などの地域では遺骨は山中に葬るのである。山中に埋葬する例もあれば、山中の洞穴などに埋める例もある。どちらにしろ、火葬を行ったその場には埋葬しないのである。山中に埋葬する場合でもその場所は各家支ごとに決まっていた様である。

このように山中に埋葬するのは『西昌県志』にある様に、「冕家」と言う対立する家支に掘り返されるのを防ぐためであると思われる。『西康夷族調査報告』ではこれらのこの2つの地域での遺骨の処置方法の違いについて言及、明記している。

義諾土語地域においては、遺骨の処理方法として火葬を行ったその場に埋葬するとする史料が多く見受けられた。また、『雷波瑣記』の記述にあったように火葬を行う場所を具体的に明記していたことや、『雷波庁志』の土司の火葬に関する記述があったとは注目される。

民主改革以前の涼山彝族の葬・墓制に関して、その全体の様相を把握し、各地域を比較検討してゆくためには、このような制約のある史料のみに頼るのではなく、考古学や民俗学の視点や方法を用いることも必要不可欠である。こうした複眼的アプローチを経て、はじめて、複雑かつ広範な涼山彝族の葬・墓制に関するさまざまな疑問を検討することができるのである。

註

- (1) 羅開玉 1990：P 56～59。
- (2) 馬学良 1989：P 395～398。
- (3) 聖乍 (Shyp nra), 義諾 (Yy huo), 田壩, 所地 (Suo ndip) の四土語。前三者は北部次方言に属する。所地土語は南部次方言のことであり, この次方言はさらに東部土語と西部土語に分類されるが本稿では一括して所地土語として扱う。ちなみに凉山彝族全体では北部方言に属する。
- (4) 馬学良 1989：P 394。
- (5) 『吕氏春秋』義賞篇にも, 氏羌之虜也, 不憂其係罌而憂其死不焚也。
とある。また, 『墨子』卷之六節葬 第二十五に,
秦之西有儀渠之國, 其親戚死, 聚柴薪而焚之, 燻上謂之登遐, 然後成為孝子。
とあり, 西方の「儀渠」の国においても火葬が行われていたとある。陳世鵬 1989では, これも彝族の先民であるとしている。
- (6) 東來說, 西來說, 北來說, 濮人說, 盧人說, 雲南土著說, 盧戎說とあり (『彝族簡史』1987：P 9～10), 古羌人は北來說に当たる。
- (7) 方国瑜 1984：P 29によると, 蜀漢建興三年 (225) から晋太安二年 (303) の間に成立したものであり, 編者も迭名である。
- (8) 孫大初 1955, 李家瑞1960などから知ることができる。
- (9) 四川省凉山彝族自治州博物館 1984, 黄承宗 1983 a, 1983 bで報告されている。
- (10) 黄承宗 1982 b, 1986。
- (11) 黄承宗 1982 b, 1986。
- (12) 彝族の居住する一部の地域で残されている墳墓の形態。その多くは火葬後, 遺骨をその場に埋葬し, 円柱状などの石積みを作成したものとされる。凉山地方でも雷波県などに分布している。
- (13) 劉堯漢, 盧央 1986：口絵など。
- (14) 明・景泰六年 (1455), 鄭顛修, 陳文纂, 十卷であるが, 筆者は原典でなく, 雲南省編輯組 1986：P 4によった。
- (15) 原典は未見。黄承宗 1982 aによった。
- (16) 『邛崃野録』卷之七十五西南夷類による。
- (17) 清・何東銘纂の野志。『中国地方志聯合目錄』 1985：P 793によると嘉慶『寧遠府志』と内容はほぼ同じであるとされる。
- (18) 原典不明。
- (19) 主に農曆6月24日に行なわれる。凉山彝族では昼間, 鬪牛, 鬪羊, 鬪鷄, 相撲, 舞蹈, 競馬などが行なわれ, 日が暮れてからたいまつを持ち, 村々を練り歩くのである。雲南, 貴州の彝族や彝族以外の白, 納西, 拉祜, 傣僳, 哈尼, 基諾, 阿昌などの民族の間でも行なわれるが

期日や行事内容、由来譚などかなり異なることが多い。

- (20) 嘉慶『四川通志』卷六十一輿地志風俗十九。
- (21) 『大平寰宇記』卷八十嶺州。
- (22) 生者の魂が死者の魂、或いは鬼に連れ去られるなどして身体より抜け出した時に行なわれる場合と、死者の魂を「マド」と呼ばれる霊牌に寄りつかせるときなどに行う場合があり、ここでは後者に当たると思われる。
- (23) 「マドグォ」とも言う。
- (24) 凉山地方東部雷波県付近もまた「小凉山」と呼ばれる。
- (25) 原記載不明。
- (26) 凉山地方西部に居住するチベット系の人々。
- (27) 「ニムツォピ」とも呼ばれる。「倣白」,「倣帛」は彝語から漢語への音訳。
- (28) 巴莫阿依 1994 : p.16によると、祖先が住む地は「恩木普格」と称される。具体的には雲南省東部の烏蒙山系の「洛尼山」とある。
- (29) 安寧河以西の凉山地方西武, 塩源県附近も「小凉山」と呼ばれることは前述した通り。
- (30) 光緒『雷波庁志』卷之五山川志に,
実□山在城西二里, 又名大旗山。
とある。
- (31) 光緒『雷波庁志』卷三十土司志に,
……千万貫正長官司……其先住千万貫, 今移城北大旗山下。
とある。
- (32) 原典は未見。
- (33) 雷波, 馬辺, 峨辺, 屏山の四県のことを指す。
- (34) 呪文のない杭を立てる例は現在の美姑県でも見受けられる。
- (35) 徐益棠 1941などがある。
- (36) 牛, 羊, 豚の塊を塩茹でした料理。特別な行事のあったときのみ食することができる。

参考文献

- 『彝族簡史』編写組 1987 『彝族簡史』 雲南人民出版社
- 黄承宗 1982a 「彝族古代葬俗初探」『貴州民族研究』第1期
- 黄承宗 1982b 「西昌大理時期石刻的綜述」『大理文化』第5期
- 黄承宗 1983a 「西昌附近的古代火葬墓」『文物資料叢刊』第2期
- 黄承宗 1983b 「四川西昌三坡火葬墓調查記」『考古』第3期
- 黄承宗 1986 「四川西昌城郊出土唐宋時期八角形凶案墓冢石」『考古與文物』第2期
- 四川省凉山彝族自治州博物館 1984 「西昌發現古代火葬墓」『考古』第9期
- 徐益棠 1941 「雷波小凉山僮族調查」『西南辺疆』第13期

- 孫大初 1955 「雲南西部的火葬墓」『考古通訊』第4期
- 中国科学院北京天文台主編 1985 『中国地方志聯合目錄』 中華書局
- 陳世鵬 1989 「彝族火葬文化管窺」『貴州民族研究』第4期（左玉堂，陶學良編 1993 『畢摩文化論』 雲南人民出版社 所収）
- 馬學良編著 1989 『彝族文化史』上海人民出版社
- 巴莫阿依 1994 『彝族祖靈信仰研究』 四川民族出版社
- 方國瑜 1984 『雲南史料目錄概說』 第1冊 中華書局
- 羅開玉 1990 『喪葬與中国文化』 三環出版社
- 李家瑞 1960 「滇西白族火葬墓概況」『文物』第6期
- 劉克漢，盧央 1986 『文明中国的彝族十月曆』 雲南人民出版社

史料

- 『旬子』 新積漢文大系第六卷 1969 明治書院
- 唐·樊綽著，趙呂甫校積 『雲南志校積』 1985 中国社会科学出版社
- 唐·段成式撰，方南生点校 『酉陽雜俎』 1981 中華書局
- 宋·樂史撰 『太平寰宇記』 1963 台湾文海出版社影印本
- 宋·李昉等撰 『太平御覽』 1960 中華書局影印本
- 元·李京撰，「雲南志略」 王叔武校注 『大理行記校注·雲南志略輯注』 民族調查研究叢刊 1986 雲南民族出版社
- 明·顧炎武編撰 『天下郡國利病書』 道光三年（1823） 成都龍万育刊本
- 清·常明，楊芳燦等纂修 嘉慶『四川通志』 1984 巴蜀書社影印本
- 清·周斯才纂修 嘉慶「馬邊府志略」『中国地方志集成四川府縣志輯』⑥9 1992 巴蜀書社影印本
- 清·何東銘纂 咸豐「邛崃野錄」『中国地方志集成四川府縣志輯』⑥8 1992 巴蜀書社影印本
- 清·李英榮，李昭纂修 咸豐「冕寧縣志」『中国地方志集成四川府縣志輯』⑦0 1992 巴蜀書社影印本
- 清·鄧仁垣，吳鐘崙等纂修 同治「會理州志」『中国地方志集成四川府縣志輯』⑦0 1992 巴蜀書社影印本
- 清·秦雲龍，万科進纂修 光緒「雷波府志」『中国地方志集成四川府縣志輯』⑥9 1992 巴蜀書社影印本
- 清·辜培源，曹永賢等纂修 光緒「鹽源縣志」『中国地方志集成四川府縣志輯』⑦0 1992 巴蜀書社影印本
- 清·王麟祥，邱晉成等纂修 光緒「叙州府志」『中国地方志集成四川府縣志輯』②8，②9 1992 巴蜀書社影印本
- 清·蔣金生，徐昱纂修 光緒「會理州統志」『中国地方志集成四川府縣志輯』⑦0 1992 巴蜀書社影印本

社影印本

清・馬忠良，馬湘等纂修 光緒「越巂府全志」『中国地方志集成四川府県志輯』⑦⑩ 1992 巴蜀書社影印本

清・徐懷璋纂修 宣統「昭覺県志稿」『中国地方志集成四川府県志輯』⑥⑨ 1992 巴蜀書社影印本

民国・李宗鎰，李仙根等纂修 民国「峨辺県志」『中国地方志集成四川府県志輯』⑥⑨ 1992 巴蜀書社影印本

民国・鄭小成，楊肇基等撰修 民国「西昌県志」『中国地方志集成四川府県志輯』⑥⑨ 1992 巴蜀書社影印本

清・劉文蔚撰 「雷波瑣記」光緒刊本 『中華文史叢書』第三輯 台湾華文書局影印本

常隆慶，施懷仁，俞德浚 『雷馬峨屏調查記』 中国西部科学院特別第一号 1935 中国西部科学院

莊学本 『西康夷族調查報告』 寧属考察報告第7号 1941 西康省政府（亞洲民族考古叢刊第2輯第18 1978 台湾南天書局所収）

林耀華 『凉山夷家』 1947 上海商務印書館（林耀華 『凉山彝家的巨變』 1995 商務印書館所収）

雲南省編輯組編 『雲南方志民族民俗資料瑣編』 1986 雲南民族出版社



ニュツゴ儀礼中のスニ，吉尼邛格氏
(97/9/17-18)